（国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部改正に伴う経過措置）

第五条　この法律の施行の際現に国立研究開発法人科学技術振興機構の理事である者の任期（補欠の理事の任期を含む。）については、第九条の規定による改正後の国立研究開発法人科学技術振興機構法第十二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条　附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部改正）

第七条　財政構造改革の推進に関する特別措置法（平成九年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「科学技術基本法」を「科学技術・イノベーション基本法」に、「第九条第一項」を「第十二条第一項」に、「科学技術基本計画」を「科学技術・イノベーション基本計画」に改める。

（沖縄振興特別措置法の一部改正）

第八条　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第六十六条第五項の表第六十九条第二項の項中「第六十九条第二項」を「第六十三条第二項」に改め、同表第七十条第二項の項中「第七十条第二項」を「第六十四条第二項」に改め、同表第七十一条第二項の項中「第七十一条第二項」を「第六十五条第二項」に改め、同表第七十二条第二項の項中「第七十二条第二項」を「第六十六条第二項」に改め、同表第七十六条第一項の項上欄中「第七十六条第一項」を「第七十条第一項」に改め、同項中欄中「第七十一条」を「第六十五条」に改め、同項下欄中「第七十一条第二項」を「第六十五条第二項」に改める。

（知的財産基本法の一部改正）

第九条　知的財産基本法（平成十四年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「かんがみ、科学技術基本法」を「鑑み、科学技術・イノベーション基本法」に、「第二条」を「第三条」に、「科学技術の振興」を「科学技術・イノベーション創出の振興」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　萩生田光一
経済産業大臣　梶山　弘志
環境大臣　小泉進次郎

割賦販売法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年六月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第六十四号

割賦販売法の一部を改正する法律

割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十条の六」を「第三十条の五の三」に、「第二款　包括信用購入あつせん業者の登録等（第三十一条―第三十五条の三）」を「第二款　包括支払可能見込額の調査等の特例（第三十条の五の二―第三十五条の二の三）
第三款　包括信用購入あつせん業者の登録等（第三十一条―第三十五条の三）
第四款　登録少額包括信用購入あつせん業者（第三十五条の二の四―第三十五条の二の三）」に改める。

第二条第三項第一号中「第三十条から第三十条の二の三まで、第三十四条、第三十五条の三」を「第三章第一節」に、「第三十条から第三十条の二の三まで、第三十条の五の二、第三十条の五の三、第三十条の六において準用する第四条の二、第三十三条の二、第三十四条の二、第三十五条の三の四十六、第三十五条の三の五十七、第三十五条の三の五十九、第三十五条の十六、第三十五条の十七の二、第三十五条の十七の八、第三十五条の十七の十五」を「同節、同章第三節、同条、第三章の四第二節」に改める。

第十九条第四項中「の規定は、第一項又は」を「及び第三項の規定は第一項の規定による変更の届出をする場合に、同条第二項の規定は」に改める。

第三十条の見出し中「の表示」を「に関する情報の提供等」に改め、同条第一項及び第二項中「を記載した書面」を「に係る情報」に、「交付しなければ」を「提供しなければ」に改め、同条第三項中「包括信用購入あつせん業者は、」の下に「第一項又は第二項に規定する」を加え、「前項各号」を「第二項各号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　包括信用購入あつせん業者は、前二項に規定するカード等の交付時又は付与時において利用者から第一項各号又は前項各号の事項を記載した書面の交付を求められたときは、遅滞なく、経済産業省令・内閣府令で定めるところにより、当該書面を交付しなければならない。ただし、当該利用者の保護に支障を生ずることがない場合として経済産業省令・内閣府令で定める場合は、この限りでない。

第三十条の二第一項中「次条」の下に「、第三十条の五の五、第三十条の五の六、第三十五条の二の四、第三十五条の二の五」を加え、同条第三項中「第三節において同じ。）の」を「同節において同じ。）の」に改め、「包括支払可能見込額」の下に「、第三十条の五の四第一項に規定する利用者支払可能見込額」を加え、「同条、第三節及び第五十条において」を「以下」に改める。

第三十条の二の三の見出しを「（包括信用購入あつせん関係受領契約に関する情報の提供等）」に改め、同条第一項から第三項までの規定中「を記載した書面」を「に係る情報」に、「交付しなければ」を「提供しなければ」に改め、同条第五項に次のただし書を加える。

ただし、当該購入者又は当該役務の提供を受ける者の保護に支障を生ずることがない場合として経済産業省令・内閣府令で定める場合は、この限りでない。

第三十条の二の三中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　包括信用購入あつせん業者は、第一項若しくは第二項に規定する契約を締結する場合又は前項に規定する支払を請求する場合において、購入者又は役務の提供を受ける者から第一項各号若しくは第二項各号又は前項各号の事項を記載した書面の交付を求められたときは、遅滞なく、経済産業省令・内閣府令で定めるところにより、当該書面を交付しなければならない。ただし、当該役務の提供を受ける者の保護に支障を生ずることがない場合として経済産業省令・内閣府令で定める場合は、この限りでない。

第三十三条第二項中「申請者」を「当該登録の申請をした者」に改める。

第三十三条の三第三項中「の規定は」を「及び第三項の規定は」に改める。

第三十四条を削る。

第三十三条の五中「第三十三条の二第一項第十一号」の下に「（認定包括信用購入あつせん業者にあつては、第三十条の二第一項本文に規定する調査に係る部分を除く。）」を加え、同条を第三十四条とする。